

令和元年

# 設立総会

## 総会資料

日時: 令和元年7月13日(土) 17:00 ~  
場所: 天草プラザホテル会議室(2F)

天草郡市バスケットボール協会U-12部会



令和元年 7月 13日  
天草プラザホテル

## 天草郡市バスケットボール協会U-12部会 設立総会

### 式 次 第

1. 開 会
2. 設立準備委員会代表挨拶
3. 来賓の紹介
4. 議長選出
5. 総会の参加チームの紹介と参加数の報告
6. 議 事
  - (1) 第1号議案 天草郡市バスケットボール協会U-12部会会則・補則(案)について
  - (2) 第2号議案 令和元年度役員選出について
  - (3) 部会長及び役員の挨拶
  - (4) 第3号議案 令和元年度事業計画(案)について
  - (5) 第4号議案 令和元年度予算(案)について
  - (6) 質疑応答
  - (7) その他
7. 閉 会

令和元年 天草都市U12部会設立総会 出席予定者名簿

No.	所属団体/チーム	議決権	天草都市U12 役職/委員	チーム役職	氏名
1	天草市協会		市会長代理	副会長	米田 賢史
2	天草市協会			副会長	中野 令貴
3	熊本県U12部会常任理事	○	支部理事		長松 和俊
4	熊本県U12部会審判部	○	審判長		林 剛太
5	A.GiRls	○	部会長	代表	山崎 重由
6				コーチ	高見 篤
7				保護者代表	川崎 利徳
8	有 明 ク ラ ブ			代表	赤城 史浩
9		○	副会長/財務	コーチ	島田大二郎
10	ル ー プ ス 天 草	○	強化コース育成	ヘッドコーチ	山田 聡
11			副支部理事	コーチ	木密 真伸
12	上 天 草 ド リ ー ム ス 上 天 草 ド リ ー ム ス U9	○	事 業	代表	和田 勉
13		○		コーチ	塩平 美月
14				後援会会長	吉澤 清
15				後援会会長婦人	吉澤ゆかり
16	天草ABBA 天草ABBA U9		マンツーマンD	ヘッドコーチ	永田 博徳
17		○		保護者会長	岩見 憲和
18		○		コーチ	荒川 栄人
19	牛深トリッキーズ			保護者代表	川原 ゆかり
20	牛 深 シ ャ ー ク ス	○	事 業	コーチ	中妻誠太郎
21	JumperZ ( 女 子 )	○	強化コース育成	代表	益田 慎吾
22			競 技	アシスタントコーチ	玉木聡一郎
23	JumperZ ( 男 子 )	○	審 判	アシスタントコーチ	木原 誠司
24	北 ク ラ ブ ( 男 子 )		総 務	代表	井戸 大護
25			競 技	男子監督	森 常法
				事務局長	赤松真一郎
26	北 ク ラ ブ ( 女 子 )		指導者育成	女子監督	甲田 正
27				コーチ	原田 琢二
28	亀 川 B.Rabbits		競 技	代 表	稲葉 豊雄
29				保護者代表	野田 亜希
30	頑 張 子 達 女 子 U9	○	顧 問	会 長	馬場 明義
31	頑 張 子 達 男 子 U9	○		アシスタントコーチ	島田 恭丞
32	倉 岳 B B C		監 事	監 督	百田 舞
33	SD ド ラ ゴ ン		総 務	監 督	尾上 政和
34	ド ラ ゴ ン BBC			監 督	貞清 直仁
35	天 草 市 協 会				清田 千草

第1号議案 天草郡市バスケットボールU - 1 2 部会 会則・補則の承認

天草郡市バスケットボール協会 U - 1 2 部会

## 会則（案）・補則（案）

令和 元 年 7月13日(土)

天草郡市バスケットボール協会U - 1 2 部会設立準備委員会

# 天草郡市バスケットボール協会 U-12部会会則（案）

## 第1章 総 則

第1条 本会は、天草郡市バスケットボール協会 U-12部会（U-9キッズも含む）  
（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、事務所は会長宅に置く。

第3条 本会は、バスケットボールの健全な普及と振興を図り、子供達が安全かつ充実したクラブ活動をとおして、健全な発達を促すと共に、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。併せて、部会運営をとおして、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

本会は、熊本県バスケットボール協会U-12部会（以下「県U-12」という）が実施する各種事業の運営に積極的に参加し、その運営を補助する

本会の主催・共催または主管する競技会等の運営を行う。

バスケットボールの競技力向上のための、講習会等の企画・運営を行う

審判員の養成、研修及び各種大会への派遣を行う

本会に所属する会員の資質の向上をはかる各種事業の開催

その他本会発展のための必要な事項

第5条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第3章 会 員

第6条 本会は、次の者で組織する。

日本バスケットボール協会会員で熊本県バスケットボール協会会員として登録した者、または「県U-12」部会に登録したチーム関係者で、原則天草郡市内に居住しバスケットボールを愛好する個人及び団体。（詳細は別途補足に定める）

その他、本会の目的に協賛し、援助する個人及び団体

第7条 本会に入会しようとする団体（チーム）及び個人は、年会費を所定の口座に振込み入金し、確認後、常任委員会の承認を経て、入会を認める。

（登録に関する規定は、別途補則に定める。）

第8条 会員は、次の各号に該当するときは、常任理事会に諮り、退会勧告行う。常任理事会において退会勧告を受けた団体・個人は、総会の決議により除名となる。

本会の名誉を棄損する行為のあった時  
本会の趣旨に違反する行為のあった時  
年会費の納期を怠った時

#### 第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。以下の役員は常任理事となり、常任理事会を構成する。

部会長	1名
副部会長	1名
支部理事	1名
副支部理事	1名
委員長	若干名（各専門部委員会の委員長）
財務会計	1名

- 2 監事は、総会の承認により2名以内を選任する。ただし、常任理事会での議決権は持たない。
- 3 必要に応じて顧問を置くことができる。この場合は、常任理事会の決議を経て部会長がこれを委嘱する。
- 4 部会長が必要と認めた場合、常任理事会の承認で部会長代行を設けることができる。
- 5 委員長は、各専門部委員会の理事の互選により推薦し、総会の決議により決定する。

第10条 前条第1項の から の役員は、総会の決議により選出する。

第11条 本会役員の任務は、次のとおりとする。

部会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。

また、部会長の指名により、部会長代行になることができる。

支部理事は会長の指揮を受け、県U-12部会との連絡調整を図り、会務を処理する。

副支部理事は支部理事を補佐し、支部理事事故あるときは職務を代行する。

委員長は、委員会を代表し会務を処理すると共に、各専門部委員会と協力して事業の執行にあたる。

財務会計は、本会会計を処理する。部会長の承認により補佐を置くことができる。

- 2 監事は、本会の事業及び会計を監査する。必要に応じて常任理事会に出席できる。また、総会において監査内容等について報告する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項についての常任理事会の諮問に応じる。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、原則として補充する。補充により就任した役員は、前任者の残任期とする。

第13条 理事は、各団体（クラブ）から推薦する1名と、常任理事会から推薦する個人とする。理事と常任理事の兼務を妨げるものではない。

2 理事は、原則天草郡市内在住の者になる。

## 第5章 会 議

第14条 本会に次の会議を置く。

総 会  
常任理事会  
専門部委員会

第15条 総会は、通常総会、臨時総会とする。通常総会は、毎年1回招集し、臨時総会は部会長が必要と認めた時は、部会長が招集することができる。

2 総会は、第9条に定める役員及び第13条に定める理事によって構成し、部会長が議長となる。

3 総会は、過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の議決により決する。なお、可否同数の場合は、議長が決定する。

4 総会には、会則に別に定められているものの他、次の事項を付議する。

会則の変更

役員(常任理事)及び監事の選出(第9条第2項、第10条)

経費の収支予算及び決算及び監査報告

事業計画及び事業報告

年会費の額(納入方法等については別途補足で定める)

その他、部会長が必要と認めた事項

第16条 常任理事会は、部会長が必要と認めた時に随時招集する。

2 常任理事会は、過半数の出席により成立し、その過半数により議決する。

3 常任理事会の決議事項は以下のとおりとする。

総会へ提出する議案及び総会の決議によって委任された事項

本会の事業に必要な事項

本会の顧問の承認(第9条3項)

その他、会務の執行に必要な事項

第17条 本会に、次の専門部委員会を置く。委員会の業務については、別途補足に定める。

審判・マンツーマンディレクター部委員会

強化ユース育成・指導者育成部委員会

競技・事業部委員会

総務・財務部委員会

- 2 専門部の各委員長は、理事の中から推薦した者を、総会の承認により常任理事となる。委員長は、常任理事会に参加し、専門部委員会の会務の状況及び課題について説明する。事業執行上必要な事項について常任理事会に諮問する。

## 第6章 会 計

第18条 本会の経費は、年会費、大会参加費、補助金、寄付金及びその他の収入をこれに充てる。

第19条 脱退または除名された会員は、一度納入した年会費等の返還を要求することはできない。退会者は、退会日までに納入すべき年会費は完納後、退会する。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第21条 本会に登録しようとする団体及び個人は、毎年所定の年会費を納入しなければならない。年会費に関する規定は、別途「補則」に定める。

## 第7章 慶 弔

第22条 会員・クラブ生に対する慶弔は、内容に応じて常任理事で協議して対応する。

## 第8章 付 則

第23条 本会運営上必要な事項は、別途「補則」を定めることができる。

第24条 本会が主催・共催・主管する各種大会・事業において発生した事故・傷害等に対する補償は、各団体・個人が締結した保険等の約款の限りとし、別途本会が本会や役員である団体・個人への個別の補償には応じない。

第25条 この会則は、総会の議決を経なければ改正できない。

この会則は、設立総会の承認により、令和元年7月13日より施行する。



# 天草郡市バスケットボール協会 U-12部会補則(案)

第1条 団体（チーム）登録に関する事項を次のとおり定める。（会則第7条）

本会の設立時の会員は、会則第7条の規定は適用しない。

団体登録は、総会までにメンバー表を添えて登録をする。（要JAB登録済）

チームメンバーは、各大会の申し込み期日までに追加登録を認める。

チームメンバーは、郡市在住または在勤者とする。ただし、常任理事会の承認により、郡市外居住者も登録できるものとする。

チーム登録は、同一チームであっても男女がある場合、原則2チームとして登録する。この場合は年会費は2チーム分とし、総会議決権は2となる。

キッズチーム（U-9）も独立したチームとして登録できる。同一チームに男女チームがある場合、個別のチームとして登録できる。

第2条 年会費に関し、次のとおり定める。（会則第21条第1項） ただし、総会の決議により変更できるものとする。

団 体	ミニ及びキッズバスケットボールチーム	3,000円 / チーム
個 人		1,000円 / 人

2 登録料の納入方法は、原則所定の口座への銀行振込とする。口座は別途定める。

第3条 本会に登録のないチームは、本会主催の各種大会、事業には参加できない。その他の大会等の参加は、当該大会等の主催者による。

第4条 常任理事は、各クラブ代表及び個人を含めるものとし、個人会員は部会長が推薦し、総会で承認された者とする。（会則第10条）

第5条 委員長に関する事項を次のとおり定める。（会則第17条第2項）

委員長は、会則9条第1項第5号により常任理事となる。

委員長以外の委員は、理事または部会長が推薦する者とする。

各委員会の委員数は、必要に応じて定める。

委員長を補佐する副委員長を置くことができる。この場合、委員長が委員会の理事の中から指名する。委員長は副委員長を配置したら、部会長もしくは常任理事会で報告する。

第5条 委員長に関する事項を次のとおり定める。(会則第17条第2項)

委員長は、会則9条第1項第5号により常任理事となる。

委員長以外の委員は、理事または部会長が推薦する者とする。

各委員会の委員数は、必要に応じて定める。

委員長を補佐する副委員長を置くことができる。この場合、委員長が委員会の理事の中から指名する。委員長は副委員長を配置したら、部会長もしくは常任理事会で報告する。

- 2 各委員会の業務は概ね次のとおりとする。どの委員会の業務か判然としない場合は、部会長の判断による。複数の委員会が共同で事業あたる場合もある。

審判・マンツーマンD部委員会

審判の養成に関すること

審判・コーチ講習会の開催に関すること

審判員の派遣に関すること

マンツーマンDに関すること

その他委員会の活動に必要な事項

強化ユース育成・指導者育成部委員会

選手育成及び指導者育成に関すること

ミニバスケットボールの普及、育成に関すること

DC・火の国旗選考及び編成に関すること(競技・事業部委員会と協同実施)

その他委員会の活動に必要な事項

競技・事業部委員会

各大会の運営に関すること

県U-12部会に係わらない各種大会等の個別ルール等に関すること

DC・火の国旗選考及び編成に関すること(競技・事業部委員会と協同実施)

その他委員会の活動に必要な事項

総務・財務部委員会

会の運営に関すること

各大会等の庶務に関すること

体協及び各体育団体等との連絡・調整に関すること

年会費及び大会参加費の徴収と各施設の使用料等経費の支払い

上記の他、本会が取り扱う全ての財務に関すること

その他委員会の活動に必要な事項

第6条 以下の各違反事項と、それぞれの罰則規定を次のとおり定める。

以下の ~ に該当した場合は、本会が主催する各種大会への参加は原則として認めない。

令和2年度は県U-12及び本会の方針で変更の可能性もある。

正当な理由がなく、登録した大会を棄権したチーム。

登録した大会に、不参加を大会前日までに、競技・事業部委員長及び対戦相手に正当な理由がなく連絡を怠った場合。

正当な理由がなくオフィシャル不履行（遅刻を含む）の場合。

大会で決定している割当て審判（帯同）を正当な理由がなく不履行の場合。

正当な理由がなく後片付け等の、会員が協力して行う作業等を不履行の場合。

審判・指導者講習会を申込み、正当な理由がなく欠席した場合は、参加申し込みが終了していない次の大会への出場は認めない。

③ 本会への年会費振込・参加申込期限切れや内容不備の場合、原則登録を認めない。

大会に係わる監督会議等を無断で欠席した場合、当該大会の参加を認めない。

正当な理由がなく、無断で総会不参加の場合、新規登録を認めない。また、退会勧告の対象とし、常任理事会に報告する。

この補則は、設立総会の承認により、令和元年7月13日より施行する。

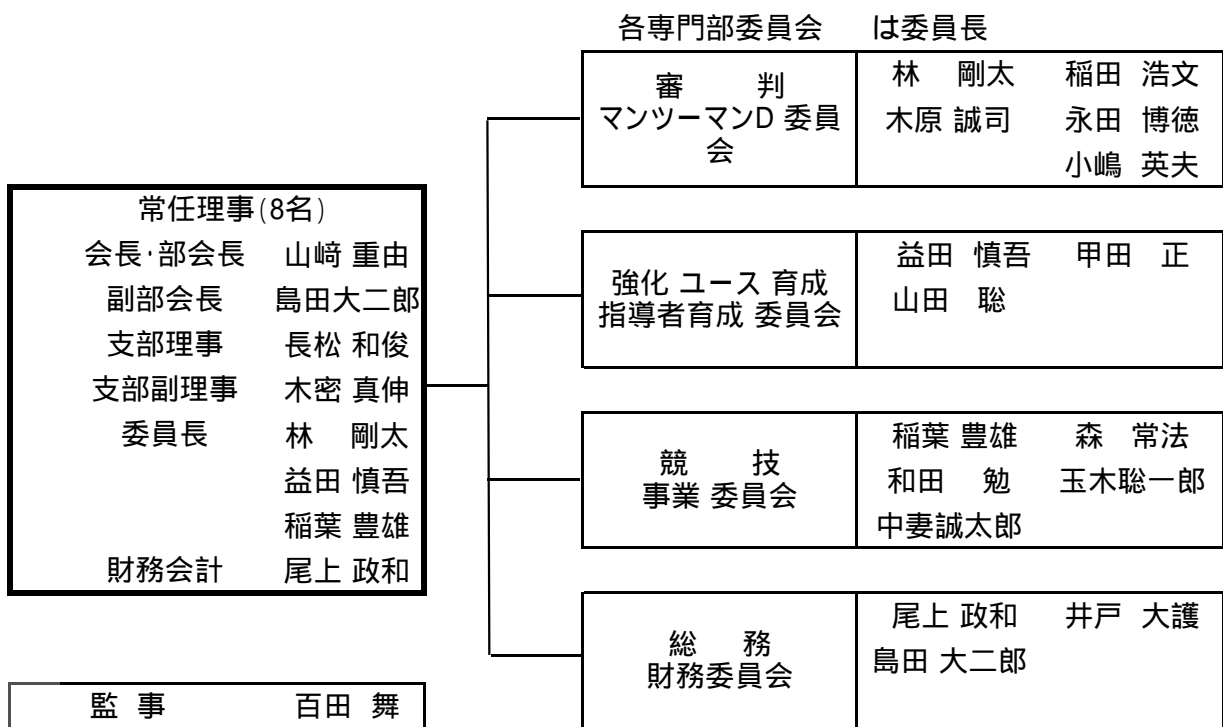
第2号議案 U-12部会役員(常任理事)及び監事の選任

会則第9条第1項 常任理事 部会長 副部会長 支部理事 支部副理事  
各専門部委員長 財務会計

会則第17条第1項 各専門部委員会の設置 審判・マンツーマンディレクター委員会  
強化ユース育成・指導者育成委員会  
競技・事業委員会  
総務・財務委員会

会則第9条第2項 監事

天草都市バスケットボールU-12部会役員(案)



監事 ( 百田 舞 ) 常任理事会の議決権はないが、発言権をもつ。(会則第9条第2項)

顧問 ( ) 第9条第3項、第16条第3項の3 常任理事会での承認

第3号議案 令和元年度天草郡市バスケットボールU12部会事業計画（案）

事業名	目的および内容	期日 (曜)	場所	主催 共催
熊本県DCU-12選抜選考会	第30回天草郡市ミニバスケットボールリーグ新人戦大会中	6/15・16		U-12部会 強化ユース育成
天草郡市ミニバスケットボール指導者講習会	ミニバスケットボール指導者の指導力向上をめざす。	8/?	未定	天草郡市 バスケットボール協会U12部会
第1回天草地区DC選考会 (火の国旗選抜選手選考会)	天草の選抜チーム結成のための選手選考	8/?	未定	天草郡市 バスケットボール協会U12部会
天草郡市ミニバスケットボール大会兼県予選(LC&JCカップ争奪)監督者会議	第45回天草郡市ミニバスケットボール大会の組み合わせ抽選及び大会運営の協議をする。 ・参加料受付 ・大会について ・組み合わせ抽選 ・会場ごとの役割分担等	9/? 半ば～		天草郡市 バスケットボール協会U12部会
第45回天草郡市ミニバスケットボール大会県予選兼LC&JCカップ争奪天草ブロック大会	天草郡市のミニバスケットボールを愛好する児童の交流を深め、併せて、競技技術、体力、精神力を向上させる。 併せて、県大会への天草郡市代表を決定する。	10/? 始め～	有明体育館 天草市民体育館他	天草郡市 バスケットボール協会U12部会 天草本渡ライオンズクラブ 天草本渡青年会議所
第5回天草サンタカップ招待試合	バスケットを通じて県内外のチームと交流を深め、技術の向上と友情の輪を広げる。 *天草地域DC(火の国旗選抜)は出場	12/14 15	未定	天草市バスケットボール協会 サンタカップ実行委員会 天草市観光協会他 <u>天草郡市バスケットボール協会U12部会(協力)</u>
第4回Impulse旗争奪ミニバスケットボール交歓大会招待試合	ミニバスケットボール愛好児童の競技力向上を目指すとともに、天草内外の児童相互の親睦を図る。	2/? 始め?	未定	Impulse旗女子ミニバスケットボール大会実行委員会 <u>天草郡市バスケットボール協会U12部会(協力)</u>

熊本県ミニバスケットボール大会天草地区予選会は、別途計画（JBA登録、県登録チームのみの参加）

その他天草で行われる大会(未定)牛深いいききカップ 9月第1週

来年度(令和2年度)は、U12部会主催のリーグ戦を、春期及び秋期に行います。  
秋季リーグの成績上位が県大会に推薦されます。

熊本県ミニバスケットボール連盟関係

- 4 / : 熊本県ミニ連理事総会（支部理事出席）
- 5 / 3 1 : 登録、JBA登録及び学童五輪申し込み締め切り（支部理事 県ミニ連）
- 6 / 1 6 : 学童五輪大会抽選会（参加チームから指導者1名は必ず出席）
- 7 / 2 0 2 1 2 7 2 8 : 熊日学童五輪大会
- 1 1 / 1（金） : 熊本県ミニバスケットボール大会申し込み締め切り
- 1 1 / 3（日） : 熊本県ミニバスケットボール大会抽選会（支部理事抽選）
- 1 1 / 2 3（土） 2 4（日） : 熊本県ミニバスケットボール大会
- 1 2 / : 火の国旗選手権大会申し込み締め切り（仮）
- 1 / : 火の国旗選手権大会

これとは別に県協会主催のバスケットボール講習会があります。資格をお持ちでない方は参加についてよろしくお願ひします。審判の免許をお持ちの方もルールの変更があるかもしれませんし、審判技術の向上のためにも参加をよろしくお願ひします。

第4号議案 令和元年度 天草郡市バスケットボールU-12部 収支予算書(案)

1. 収入の部

科目	R元年度予算	R元年度決算	R2年度予算	備考
チーム登録費	54,000			各チーム3000円×18チーム(ミニ14、キッズ4)
個人登録費	4,000			個人1000円×4名
大会参加料残	10,000			各大会参加料の残金
合計(A)	68,000	0	0	

2. 支出の部

科目	R1年度予算	R1年度決算	R2年度予算	備考
会議費	5,000			事業開催上必要な打ち合わせの会場費、湯茶等
旅費交通費	8,000			交通費、役員日当
通信運搬費	2,000			切手、はがき、宅急便代など
消耗品費	2,000			筆記具、コピー用紙等事務用消耗品
印刷製本費	2,000			開催要項、報告書等の印刷費
賃借料	5,000			施設・用具等の借上料等
諸謝金	20,000			審判員、講師等への謝金
支払手数料	1,000			銀行振込手数料等
雑費	6,000			上記の勘定科目に当てはまらない費用
予備費	14,000			
合計(B)	65,000	0	0	

差引(A) - (B)	3,000	0	0
-------------	-------	---	---

## 熊本県U-12育成センター 選手候補申込者

### 推薦条件

1. 生年月日が平成19年4月2日以降の天草都市小学校に在籍する選手（小学6年生のみ）
2. JBAに登録している選手
3. 優秀な素質を持つ選手、また、可能性の高い選手
4. 中学校でもバスケットボールを続ける意思のある選手
5. 県DCの練習会及び選考会に出席できる選手（クラブ活動や遠征より優先）
6. 練習会費及び交通費、宿泊費等は自己負担を了承できる選手  
（ただし、県外遠征時は選手の宿泊費は出る予定）

### [男子]

No.	チーム名	氏名	よみ	身長	ポジション	新人戦時背番号	備考
1	ドラゴンBBC	貞清 優斗	さだきよ ゆうと	147	G	4	
2	ドラゴンBBC	金子 漣斗	かねこ れんと	152	F	30	
3	本渡中央JumperZ	野角 泳遠	のずみ とわ	147	G	4	
4	本渡中央JumperZ	木原 佑介	きはら ゆうすけ	155	S G	9	
5	本渡中央JumperZ	濱田 莉玖	はまだ りく	165	P F / C	10	
補	本渡中央JumperZ	木下 蒼士	きのした そうし	165	C	11	股関節剥離骨折治療中

### [女子]

No.	チーム名	氏名	よみ	身長	ポジション	新人戦時背番号	備考
1	上天草ドリームズ	西 綾乃	にし あやの	163	C	6	
2	SDドラゴン	貞清 花音	さだきよ かのん	155	F	18	
3	亀川B.Rabbits	森山 未琴	もりやま みこと	158	F / C	4	
4	亀川B.Rabbits	岩下 遥奈	いわした はるな	154	F / C	7	
5	A.GIRLS	井戸みやび	いど みやび	159	F	4	

### 【天草地区推薦選手】

[男子]

貞清優斗・金子漣斗・野角泳遠・木原佑介・濱田莉玖

[女子]

西綾乃・貞清花音・森山未琴・岩下遥奈・井戸みやび

**(選考基準)現在のスキル等だけでなく、将来性を考慮し可能性のある選手を選考**

天草都市U-12部会 強化ユース育成部委員会

委員長 益田慎吾